

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第12号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 日程により、議第12号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子） 改めまして、おはようございます。

それでは、議第12号 指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

議案の2ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることとするものでございます。

指定金融機関の名称はスルガ銀行株式会社、本店所在地は静岡県沼津市通横町23番地でございます。指定の期間は、令和6年7月1日から令和8年6月30日まででございます。

提案の理由でございますが、現在指定金融機関としております三島信用金庫は令和6年6月30日をもって指定の期間が満了となりますので、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間、スルガ銀行株式会社を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、議案説明資料の1ページにこれまでの指定金融機関の指定状況について掲載してございますので、御参照ください。

以上、雑駁でございますが、議第12号 指定金融機関の指定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第13号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） それでは、議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

議案の鑑でございます。

下田市犯罪被害者等支援条例を4ページから6ページのとおり制定するものでございます。

提案理由は、「犯罪被害者等の支援に関する基本的な事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため。」でございます。制定する条例の内容につきましては、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の2ページをお開き願います。

説明の前に、条例制定の議案上程に至った背景について御説明申し上げます。

犯罪に巻き込まれ、身体的・精神的に被害を受けた方やその御家族等が孤立し、さらには、周囲の配慮に欠ける言動などで間接的な被害にも苦しめられるといったことが後を絶たないことから、被害者等の総合的な支援の推進を目的に、犯罪被害者等基本法が施行されました。静岡県では、この法律に基づく静岡県犯罪被害者等支援条例を施行し、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目指して各種取組が進められており、当市におきましても、犯罪被害者等の平穏な暮らしを取り戻す一助となる施策を講じていくため、条例を定めるものでございます。

それでは、資料により御説明いたします。

「下田市犯罪被害者等支援条例逐条解説」でございます。四角い枠の中が条例の条文で、その下が解説欄でございます。主に解説欄を補足、要約してまいります。

第1条。第1条は、条例の目的についての規定でございます。

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

第2条。第2条は、本条例における用語の定義について定めるものでございます。

第2号では、犯罪被害者等とは、法律の規定のとおりとするもので、犯罪被害者本人だけでなく、その家族または遺族を含むとしています。

恐れ入ります。3ページをお開きください。

(3) 第3号です。第3号では、犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復させ、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにする取組と定義しております。

お手数ですが、4ページをお開きください。

第3条。第3条は、基本理念としまして、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本的な方向性について定めるものでございます。

第1項は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、個人としての尊厳を尊重した支援を行うことについて、第2項は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでには長期的な時間を要するため、適切に、途切れることなく支援することを規定しております。第3項は、犯罪被害者等の二次的被害及び再被害の防止等に配慮した支援を実施していくことを規定しています。

第4条。第4条は、市が果たすべき責務について定めるもので、関係機関等との連携に努め、犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施をしていくことについて責務が課されています。

お手数ですが、5ページをお開きください。

第5条。第5条は、市民等が果たすべき責務について定めるものです。

犯罪被害者等が置かれる状況の理解、二次的被害の発生防止、市や関係機関等が実施する施策への協力などに努めることを定めています。

第6条。第6条は、市が犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うことについて定めるものでございます。

第2項は、総合的対応窓口を市に設置することを定めるもので、本市では、福祉事務所がその役割を果たします。

第7条。第7条は、市が犯罪被害者等に対して見舞金を支給することについて定めるものです。支給要件等については、規則で定めるものとします。

お手数ですが、6ページをお開きください。

第8条。第8条は日常生活に必要な支援について定めるもので、精神状態が不安定になるなど支障が生じた犯罪被害者等に対し、病院等の付添い、その他支援を行います。

第9条。第9条は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、必要な施策を市が講ずることについて定めるもので、加害者からの再被害の可能性があるなど保護をすることが適切であると判断した場合は、施設への入所等の支援をすることを定めています。

第10条。第10条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るための必要な施策を市が講ずることについて定めるもので、市営住宅の入居資格の緩和や優先的な入居について配慮するものです。

お手数ですが、7ページをお開きください。

第11条。第11条は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を促進するため必要な施策として、市が市民等に対し犯罪被害者等に関する広報活動、啓発活動等を行うことを定めています。

第12条。第12条は、社会通念上適切でないと認められる場合は、市は支援を行わないことができることについて定めるものでございます。「社会通念上適切でないと認められる場合」とは、犯罪被害者等が下田市暴力団排除条例に規定する暴力団に属している場合等を想定しています。

お手数ですが、8ページをお開きください。

第13条。第13条は、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定めることができることについて定めるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和6年4月1日と定めるものです。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） この8条の中の日常生活の支援というところで、かなり自立的な生活が困難になった場合に、市のほうが面倒を見ましようという意味合いだと思うんですが、これは担当されるのは福祉事務所になるのか、それとも社会福祉協議会になるのか、その辺はど

ういうふうな対応の仕方になるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 本条例で定めております総合窓口といたしまして、福祉事務所が担当という役割を担います。

こちら、福祉事務所のほうがまずは窓口となりまして、その日常生活を支えていく各種既存の支援サービスにつないでいくものでございまして、福祉事務所のほうで必要と思われる支援サービスの担当窓口のほうと連携いたしまして、この支援をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） こういった付添い等々の場合は、やはり一人の方がやっぱり見てあげたほうが、犯罪被害者の方も安心できるんじゃないかと。すなわち、ここに例えば窓口として福祉事務所に来ても、担当がいろいろあって、そこを一々行かなきゃいけないっていうような対応策だとあんまり効果的ではないっていうか、犯罪被害者の方のお気持ちに寄り添うことがなかなか難しい。

一番大事なのは、気持ちに寄り添った行政対応ができるかどうかというところだと思いますので、その辺一元化できるように、福祉事務所のほうで差配していただくようなことでお願いできないかということで、要望で終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） 本件は、警察がリードして特に賀茂郡下、各市町が一斉に取り組んでいるものだというふうに聞いております。

その場合、支援のレベルというのは横で調整などをされていらっしゃるかどうかなど、内容がほぼ同じものになっているのか、特に下田だけここについてはとりわけやったとか、そういうものがあれば教えていただきたいと思えますし、第7条の見舞金の支給、この金額のレベルはどれぐらいを想定しているのか、別途規則で定めるということになってはいますが、現状の想定額を教えてください。それは、各市町との調整ができているのかどうかも含めて、よろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 本条例の議案を作成するに当たりましては、先行して施行して

おります県内他市町の条文のほうも参考にさせていただきました。また、支援の内容につきましても参考にさせていただいてございまして、ほぼほぼ条文の構成ですとか、つくりは同じような内容になってございます。支援の内容も同じようなところで、県内どこでも同じような支援を受けられるというところで、こちらのほうも勘案したところでございます。

見舞金につきましても先行市町のほうを参考にさせていただいてございまして、東部各市において、遺族見舞金については30万円、重傷病のほうの見舞金については10万円ということで、各市町ともこの金額でそろってございますので、下田市のほうも、同じく遺族見舞金を30万円、重傷病見舞金は10万円ということで、規則のほうで規定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） すみません、ちょっと調べがきっちりできていませんので、基本的なことを聞かせていただきたいと思います。議案の説明資料の3ページに、この犯罪基本法第2条の定義が書いてございます。この法律において犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうという、こういう規定でございまして、具体的にどうということなのか、これとこのイメージが湧かないものですから、特にここに書いてある刑事罰等々、大きな事件では殺人事件とかそういうことが大層だろうと思いますが、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼすという規定もございまして、これらは、具体的に何を意味しているのかお尋ねをしたいと思います。

それで、この基本法に基づいて一つの理念をうたうとともに、理念だけではなくて、具体的にこの被害者を救済していこうという意味合いも、この条例には含まれているんだろうと思うわけです。

部署は福祉事務所であると、こういう説明でございまして、4月1日から施行をするということになりますと、その職員体制とか、体制はどうなっているのかということがすぐに問われるわけです。なかなか難しい相談だろうと思いますので、そういう相談を受けられるような人材や体制はどうなっているのかということが問われてこようかと思いますが、その点は、2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） まず犯罪、どういったものが犯罪ということになるのかという

ような内容の御質問があったかと思えますけれども、この支援対象となる犯罪については、身体犯、それから重大な交通事故事件などになりまして、例えば、身体犯で言うならば、殺人罪ですとか強盗致死傷罪ですとか、強盗強制性交等罪及び強盗強制性交等致死傷罪等いろいろあるようでございますが、そのほかにも、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死または致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の障害を負ったものなども対象ということになります。

それから、重大な交通事故事件といたしましては、ひき逃げ事件、交通死亡事故、重傷交通事故、危険運転致死傷罪に該当する事件、そのほかもあろうかと思えますが、主なところはこういったところでございます。

それから、職員の体制というところでございますけれども、福祉事務所のほうでは、一応社会福祉系のほうが総合的な窓口でということで担当してまいります。件数も、どれくらいあるのかというところもあるのですが、今のところは、これまでの状況からいきますと、事前に下田警察署の方とのお話を受けた中では、それほど件数的には多くないということでございますので、通常業務に支障のない範囲で対応ができていくものかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

パワハラという罪はないかというようなことを国会で言った人もあるようですけれども、そういう形で精神的なショック、傷害を受けたというような事例はこれに当てはまるんでしょうか、当てはまらないんでしょうか。

そして、さらに犯罪等による被害をこうむった者及びその家族または遺族を言うというのは、具体的にはどこら辺までのことを指しているのか、お尋ねをしたいと思います。特に、交通事故等を考えた場合に、その遺族というのはどこまで行くのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） パワハラ等の被害のものが対象になるかというような御質問がまずはあったかと思えますけれども、市役所の一番最初にお受けする窓口といたしましては福祉事務所なんです、その福祉事務所には、警察署のほうから該当になる事案についての連絡が入るようなことになります。

まずは、その事件が起きまして、警察署のほうで被害者の対応があろうかと思うんですけども、犯罪被害者の方、御家族に市町の支援の必要があると認められるようなときに、警察のほうから市町のほうに、被害者の同意を得た上で市町に連絡をするということで、こちらのほうが把握するということになります。場合によっては、その支援が必要だとなれば、パワハラですとか、DVですとか、そうした事案にも対応していくようなことになろうかと思っております。

それから、遺族の範囲ということでございますが、そちらにつきましては、規則のほうで具体的に規定をしていくところでございますが、今のところは、見舞金の支給を受けることができる遺族といたしましては、死亡者の配偶者、それから子、父母、孫、祖父母または兄弟、姉妹であって、当該死亡者の死亡のときにおいて、その者と生計を同じくしていたものとする、というような規定をまいりついでしております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第14号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（平井孝一） それでは、議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の7ページをお開きください。

議案の鑑でございます。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のページのとおり制定するもので、提案理由は、犯罪被害者等の居住支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

条例改正内容について御説明いたします。

議案説明資料の9ページを御覧ください。

説明資料①、1、改正の趣旨につきまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」といいます）の改正及び犯罪被害者等基本法に基づく、先ほど議13号で福祉事務所から上程された「下田市犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、市営住宅の入居資格について、緩和及び優先的な入居を可能とし、また、所得税法改正に伴い、入居者の選考範囲の拡大が可能となるよう改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要につきまして、（1）市営住宅入居資格のうち、ア、配偶者暴力防止等法関係といたしまして、1点目、（ア）配偶者暴力防止法等の改正により、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、被害者が接近禁止命令等の申立てをできることができる要件について、「自由、名誉または財産」が追加され、また、保護命令の期間の延伸や保護命令の対象を重篤な精神的被害に拡大されました。

この保護命令制度の拡充により、これまで「第10条（保護命令）」に接近禁止命令と退去命令が規定されておりましたが、第10条が「接近禁止命令等」と「退去等命令」に条が分かれたことから、「第10条の2（退去等命令）」が加わるものでございます。

2点目、（イ）下田市営住宅条例第6条第2項第8号では、配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する配偶者からの暴力を受けた者は、特例として単身で市営住宅に入居することができる旨を規定しておりますが、同法第28条の2に規定する生活の本拠を共に交際をする関係にある方からの暴力及び当該暴力を受けた者についても対象とするものでございます。

次に、イ、下田市犯罪被害者等支援条例関係といたしまして、「下田市犯罪被害者等支援条例」を新たに制定することに伴い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、犯罪被害者等が特例として単身で市営住宅への入居を可能とするものでございます。

次のページを御覧ください。

（2）入居者の選考について、ア、所得税法の改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦の控除の見直しに伴い、入居者の選考範囲の対象を寡婦のみならず、ひとり親であっては、20歳未満の子を扶養している者も優先的に入居可能とするものでございます。

次のページを御覧ください。

説明資料②、本条例改正に伴う新旧対照表で、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正分でございます。

第6条第2項第8号中、同法28条の2の規定を加え、同8号のイ中に「または第10条の2」

を加えるのは、「配偶者暴力防止等法」の改正に伴うもの、同9号のア及び次のページを御覧ください。

イを追加するのは、「下田市犯罪被害者等支援条例」の制定に伴うもの、第9条、入居者の選考、第4項中、改正後の1行目から3行目までの規定は所得税改正に伴うもの、5行目「、市長」に改めるのは、字句整理によるもの、6行目から7行目「及び第6条第2項第8号または第9号に規定するもの」を加えるのは、今回の条例改正に伴い追加するものでございます。

議案件名簿の8ページにお戻りください。

最後に、附則は、本条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） ちょっとお聞きしたいんですけども、市営住宅の入居状況、今どれぐらい空きがあるのかっていうのを確認したいのと、あとは、仮に被害者が入居した場合、その安全性の確保っていうのはどう保たれるのかっていうところで気になるんですけども、例えばなんですけど、市内でDV等、暴力がありましたというお話ですと、市内での転居であれば、接近禁止がついたとしても、仮に犯罪者が居場所を把握してしまい、二次被害等があり得るのではないかと。

ほかの市営住宅の入居者に対してちょっと被害もあるのではないかと思います、その辺の入居に当たり、犯罪の被害の度合いといいますか、そういったところで、あまりにもひどいと福祉事務所の管轄の母子家庭等援護事業でそのまま、例えばなんですけど、前回の話でちょっとあったんですけど、静岡市のほうへ行かれたりとか、そういったふうになるのかなと思うんですけど、その辺についてちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 入居状況の空き家については、ちょっとまた確認してお知らせしますが、現在丸山住宅と上河内と大沢住宅で、令和4年度末現在、113人の方が入居をされております。

それで、安全性の確保ということなんですけど、当然この町はちょっと地域が狭いので、そ

ここで何かあった方が、下田市でここに暮らすというのはなかなか適さないのかなと思います。逆に例を言えば、逆に遠くにいる方が下田市に引っ越して入居されるケースが想定されるかだと思います。そういうところは、福祉事務所とか警察とかそういうところと相談して、適切な地域へと入居することが相談され、こちらもそういった検討や状況を判断し、入居可能とか否かというのを判断していくものと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 本改正につきましては、この趣旨は大変よろしいことではないかと思うんですが、この暴力の防止及び被害者の保護に対する法律、及びこの犯罪被害者の基本法に基づく対応をしていこうということですが、具体的に河内にしましても大沢にしましても、また丸山にしましても、かつてちょっと大きな声を出す人がいて、大きな声を出す人が下の階にいて、上の階の人が大変苦情が来るといような、こういうことが既に大沢住宅等で起きていると。きっちり壁の仕切りもされていなくて、個人のプライバシーがきっちり住宅として守られているのかというようなことを考えますと、まさに丸山住宅等は、そのような体制になっていないというのは、誰の目にも明らかだろうと思うんです。

法律ができたからすぐそれを実施すればいいということではなくて、やはり、そういう人たちをきっちり迎えらるような施設整備をしていく必要があるんじゃないかと私は思うわけです。

そういう点での見解はまずどうかと、こういうDVや犯罪被害を受けられた方を迎えらるような住宅になっていると考えているのかどうなのかと、その点をまず一点、担当者にお聞きをしたいと思うわけです。ぜひとも、そういう意味ではそれらを整備し、改正をしていくような計画を併せて出していきたいと思うわけです。

さらに、そういう人たちを迎えるということになりますと、なかなかこの費用も、部屋代も払えないという状況が当然想定されてまいろうかと思えます。そうしますと、それらの人たちの入居費についての見解、適用というのはどういう具合になるのかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） まず1点目、簡単に申し上げますと、近隣トラブルの対応ということだと思いますが、こちらにつきましては、多かれ少なかれ、個々のトラブルは建設課のほ

うにも何件か相談がございます。それに関しては、まずは個々で話し合ってもらい、それが話せない状況であれば、一つの方法といたしまして、入居を空ける、移動する。空いている入居が生じた場合、その近隣から離れていくような措置を取っています。

そして、ちょっとトラブル、懸念がされる方の隣には、先ほど柏谷委員の意見と重複、中の質問にありましたけど、みなし空き家制度というのがありまして、そこには、空き家状態にして、入居者をしばらく入れないというような配慮をしております。そういった配慮の下に、近隣トラブルが起きないように、今対応をしているところでございます。

当然、今後そういった今回の条例に伴い入居者がある場合には、そういった近隣の配慮にも務めて入居するか否かについて検討していき、入居者の安全とか安全性とか、プライバシーを確保していくように努めていくものと考えております。

費用におきましては、従前の費用、収入に伴い判断されていくものと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 近隣の入っている方がトラブルを起こすから悪いんだっていう側面も、それは事例としてはあるかもしれませんが。しかし、客観的に見て、現在の市営住宅が個人のプライバシーや等々をきっちり守って、市営住宅ですよと胸を張って言えるような状態では私はないと思うわけです。

やはり、担当者としてそういう不都合は改善をしていくという、こういう姿勢を貫いていただきたいし、具体的なそういう改修を、こういう法改正に合わせて実現をしていただきたい。平行線ですから回答は結構ですけど、要望として申し述べたいと思います。

それから、現状に照らしてということになりますと、こういう人たちは無料で入所できると、こういう理解をしてよろしいか、さらにお尋ねいたします。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 今、無償という認識はございません。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 現行の収入と応じて、条例に伴い入居者の負担を図っていく、求めていくものと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 現在、市営住宅に入居されている方で滞納している人は何人いて、何か月ぐらい滞納しているんだと、そういうことをお聞きしてよろしいですか。

○建設課長（平井孝一） それについては、現在手元に資料がありませんので、把握しておりません。また改めてお知らせいたします。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 議員も御承知だと思いますけど、公営住宅、この市営住宅のような公営住宅というのは、行政課題の一つというふうに言われていて、社会的所得の低い人たちにもやっぱり居住の支援をしなければならない、それを公的にしようということをやっているわけです。

一方で、一生懸命働いて頑張ってそれでも古いお家に住んでいるとか、アパートの家賃を支払っている人たちもいるわけです。こういう人たちとのバランスをしっかりと図ることが重要であるということですね。これをまずベーシックにあることを御理解いただいて、その上で、こうしたところを、今、犯罪の被害者とか受皿としてちゃんと活用できるようにしようというのが今般の条例改正でございますので、それについては、多分御理解いただいていると思います。

後はどこまで、それじゃあその公営住宅をグレードアップするとか、心地よくするのとかということについては、先ほど申しましたように、御自身で住まれている方々の、例えば耐震化もできてないようなお家に住んでいるお年寄りの独り世帯とかいるわけですが、そういうところとのバランスを、私たちはやっぱりしっかり見極める必要がある。どうしても私たちは自治体ですので、公正、公平性とかそういった面も必要ですから、この辺のバランスについてぜひ御理解いただければと思います。

少なくとも、一定レベル以上の水準にするというのは当然のことだと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、ちょっと1点伺いますけれども、この市営住宅に特例で入居できるこの犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者というようなことで、先ほど犯罪被害者指導支援条例の中で説明がございましたけれども、犯罪等が行われたことによって、住むことができなくなった方は特例で入居できるというような御説明だったと思いますが、ちょっと想定されるのが、例えば二次的被害、誹謗中傷であつたり過度な取材とか、そうい

ったものを受けた方が、例えば市営住宅に入居したいよというような場合は、この特例は適用されないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） そういった犯罪の例に伴って該当するか否かは、その事例をもって判断することとなりましたが、元となる先ほどの犯罪者等防止法でしたっけ、ごめんなさい、そちらの福祉事務所が上程した条例の内容に照らし合わせて、該当するような要件があれば、その特例に当たるということになるかと認識しております。

○議長（中村 敦） 4番、土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、先ほどの犯罪被害者等支援条例の中で、定義の中で犯罪等、また、二次的被害、別に定義されておりましたのでちょっとお聞きしたんですけども、総合的な判断でそういったことを検討していただくというようなことであればよろしいのですが、あくまでも犯罪等というような中で特例が認められているのであれば、こういった二次被害を受けたり、再被害を受けて市営住宅に単身で入居を要望される方については、ちょっとこの辺は検討が必要なのかなと思ったところでございます。

もう答弁は結構です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第15号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高橋智江） それでは、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ではございますが、議案件名簿9ページをお開き願います。

議案の鑑でございまして、下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙10ページのとおりに制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。改正内容につきましては、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ではございますが、議案説明資料の13ページをお開き願います。

今回の改正内容の新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

地方自治法に条文が追加されたことにより条ずれが生じたため、第6条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改めるものでございます。第9条第1項中、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改めるのは、字句訂正のための条文整理でございます。恐れ入りますが、議案件名簿にお戻りいただき、10ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第16号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

まず、議案件名簿の11ページをお願いいたします。

議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、次の12ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案の理由でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文の整理を行うため」でございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の14ページをお開きください。

1、改正の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、法に定める事務に準ずる事務として、主務省令で規定する「準法令事務」についても、マイナンバーを利用した情報連携が可能となったということでございます。

また、行政機関等での情報連携に関し、法別表第2において情報連携が行える事務について規定していましたが、法の改正により当該別表第2が廃止され、それぞれ主務省令で定めることにより、情報の連携が可能になったということでございます。

本条例では、法別表第2の規定を引用していることから、法改正に併せて条例の改正を行うというところでございます。

2の改正の内容でございます。

まず、定義の追加でございます。こちらは、条例第2条関係となります。

改正前の法別表第2に規定されていた個人番号利用事務及び特定個人情報が主務省令にて定められることとなり、それぞれ「特定個人番号利用事務」「利用特定個人情報」として位置づけられたことに合わせて、定義を追加するというものでございます。

なお、「特定個人番号利用事務」については、法第19条第8号において「別表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めたもの」、「利用特定個人情報」については、法第19条第8号において「特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報を主務省令で定めるもの」と定められているものでございます。

(2)として、個人番号の利用範囲についてでございます。こちらは、条例の第4条関係となります。

第1項は、法第9条第2項に規定する条例で定めるマイナンバーの利用範囲について、第

3項は、法第19条第11号に規定する条例で定めるマイナンバーの庁内連携（同一機関での特定個人情報の授受）ということになりますけれども、こちらのほうについての条文であり、法別表第2を引用して規定されたものについて、法別表第2の廃止、主務省令での定めに対応するために、第2条で追加した用語により条文を改正するものでございます。

施行期日でございます。

施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、こちらのほうの施行日とするものでございます。

次ページ、15ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

第2条の改正は、先ほどの説明のとおり、「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の第5号及び第6号への追加を行ったというものでございます。

第4条の改正は、法別表第2を引用して規定していた第1項及び第3項について、新たに定義した用語を用いて条文を整理したというものでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りください。

最後に附則で、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、こちらのほうの施行日に合わせて施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ちょっとすみません、よく分かんないんでお聞きしたいんですけど、一つ目はこの施行期日ですけど、法第5号のこの法律が施行した日にやるんだというこういう規定ですが、今のところそうしますと、この法律っていうのはいつ施行する予定になっているのかということと、それから、この説明書の15ページの下のほうにあります、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であってというこういう言い

回しと、当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合はこの限りではないという、この条文の意味しているところがちょっと読み解けないもんですから、どういうことを言っているのか御説明いただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 大変に分かりづらい法律に分かりづらい条例改正で、非常に説明もままならなくて申し訳ありません。

まず、公布の日でございます。こちらのほうは施行日なんですけれども、まず、法律の施行が、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲となつてございます。令和5年6月に法律が成立しているというところから、ここから1年3か月以内ということになっておりますけれども、私たちの予想というか、法律のほうは、多分年度をまたいでからの施行ということになろうかというふうに思っております。

それから、まず必要な限度で特定個人情報、利用特定個人情報というのは、この上のほうの（5）というのが、上から4行目、5行目ぐらいにあらうかと思いますが、これを言うわけなんですけれども、この事務の中で必要な部分だけ、マイナンバーというのは非常に大事な情報ですので、必要な部分だけを必要な事務で行うというのが原則でございます。

ただ、そういったものが今若干、簡略化という言い方は悪いかもしれませんが、迅速にできるようになったということで、法改正を待たずに主務省令、要するに省令、いわゆる施行規則なんていう言い方でよく使われるところなんですけれども、そういった省庁の自分たちで独自につくれる法規定の中で、こういったふうに行うことができるというところがございます。

別に、この当該利用特定個人情報の提供を受けというのは、この上の法の規定によってというところからのここにかかるところのものですから、別にそれが何か、上と下が違うとかというそういう問題ではなかろうかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。11時10分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第17号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第17号下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例を、次の14ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案の理由でございます。下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、定数を整理するためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の16ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

第2条の改正は、職員の定数について定めるもので、令和6年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用することに伴い、市長部局に属する上下水道課下水道系の職員について、公営企業の職員となるため、第1号「市長の事務部局の職員」について、176名を172名に改め、第7号の「上水道事業職員14人」を「地方公営企業の職員18人」に改めるものでございます。

議案件名簿の14ページにお戻りください。

最後に附則で、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番 大西將由議員。

○2番(大西將由) ちなみになんですけど、令和6年度の職員数の予定は何人か教えていただけますか。

○議長(中村 敦) 総務課長。

○総務課長(須田洋一) 採用のことは、最終的にまだ4月1日を越えないと分からないわけなんですけど、令和6年4月1日現在で職員数238名という、総数ですけども、というふうに予想しております。

以上です。

○議長(中村 敦) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、建設課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

建設課長。

○建設課長(平井孝一) 先ほど、議第14号 下田市営住宅条例に関する質疑の中で、お答えできなかった箇所についてお答えいたします。

まず、柏谷議員の御質問のあった今の市営住宅の空き家数につきましては、丸山住宅は現在も耐震性がない、老朽がないということで受入れはしておりませんので、そちらは除かせていただきます。

大沢市営住宅につきましては、空き家が2件ございます。また、上河内市営住宅につきましては4件空き家がございますが、先ほど沢登議員の質問の中で、すみません、みなし空き家って言いましたが、ちょっと正式な名前は政策空き家と申しまして、諸事情があるところについて空き家としているところで、上河内市営住宅4件ございますが、それが全て政策空き家ということになっております。

あと、沢登議員の御質問にございました滞納状況でございます。現年におきまして、市営住宅全体におきまして6人の方、未納が248万7,500円となっております。また、過年度分としまして7名の方、222万7,000円となっております。

以上でございます。

◎議第18号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭） それでは、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の15ページをお開き願います。

議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてございまして、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次の16ページの内容のとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、同条例別表の特別職の区分に学校耳鼻科医を追加するためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料によりまして御説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の17ページをお開き願います。

今回の条例改正の新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後で、右側のアンダーラインが引いてある箇所が、今回追加する箇所となっております。

改正の内容でございますが、今回の改正におきましては、改正後の別表のとおり、学校眼科医の次に学校耳鼻科医の項を追加するというものでございまして、報酬の額につきましては、単一の部位の検査を行います学校歯科医や学校眼科医と同様に、1年当たりの基本額を5万円とし、これに加えて、児童・生徒数に100円を乗じて支給をするというものでございます。

これまで賀茂地域内におきましては、松崎町・西伊豆町以外の市町におきまして、耳鼻科の医師によります耳鼻科検診が実施されていなかったところでございますが、今回、賀茂医師会さんの御協力によりまして、賀茂地域全域の小中学校の耳鼻科医検診を行っていただける耳鼻科の医師を調整いただくことができましたことから、今回、その報酬額を定めるための条例改正を行うという内容となっております。

恐れ入りますが、議案件名簿の16ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 耳鼻科の先生がなかなかいらっしゃらなくて、西伊豆まで行かれるということがあったかと思うんですが、そうしますと、賀茂医師会で担当してくださる耳鼻科の先生はどこにお住まいでどこの病院にお勤めになっているのか、自己で開院しているのか、そういうことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭） 今回、賀茂地域全域を見ていただけるという耳鼻科の先生なんですけれども、安良里診療所の大石先生が全域を見ていただけるというようなことで、既にこちらからも御挨拶をさせていただいて、内諾のほうもいただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第19号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、こちらのほうの説明を申し上げます。

議案件名簿の17ページをお願いいたします。

議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次の18、19ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

提案理由でございますが、管理職員特別勤務手当を新設するほか、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお願いいたします。

1番、改正の趣旨でございます。

管理職員には毎月管理職手当が支給されており、災害等により時間外勤務や休日勤務をした場合であっても、支給額に上限がある当該手当において対応してきました。しかし、近年、各地で自然災害が頻発しており、本市でも緊急的かつ長期的な対応が求められる場合が想定されることから、国、県、他市町村の取扱いを踏まえた中で、勤務実績に応じた手当を支給するため、管理職手当とは別に管理職員特別勤務手当を新設するほか、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 管理職員特別勤務手当の新設でございます。

アとして支給要件ですが、管理職手当を支給されている職員が臨時または緊急その他の公務の運営に必要となったことにより、週休日、これは土日とそれから祝日、それから平日の午前零時から午前5時までの間、やむを得ず勤務に従事した場合に支給するというものでございます。支給額は、週休日で1万2,000円以内、規則で定める勤務をした職員は1万8,000円以内、平日の深夜が6,000円以内とするものでございます。

(2) として、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の改正でございます。

こちらは、新型インフルエンザ等特別措置法の改正に伴い、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるというものでございます。

(3) としまして、給与から控除する控除項目の追加でございます。

こちらは、職員駐車利用料を追加するものでございます。

3として、これに当たり改正する条例は、下田市職員の給与に関する条例、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、(3)として、下田市職員の任期付職員の採用等に関する条例の3本となるものでございます。

施行日は令和6年4月1日とするものでございます。

それでは、次ページ、19ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第1条は、下田市職員の給与に関する条例の一部改正で、第3条の改正は、給料について「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるとともに、管理職員特別勤務手当を新設するもの。

第17条の3第1項の追加は、管理職員特別勤務手当について、管理職手当を受けている職員を対象とし、臨時または緊急の必要、その他の公務の運営に必要な週休日等に勤務した場合に支給することを定めるものでございます。

同条第2項は、第1項に規定する場合のほか、災害への対処、その他臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって、正規の勤務時間外の時間に勤務した場合、管理職特別勤務手当を支給するというものでございます。

同条の第3項は、管理職員特別勤務手当の額について定めるものでございます。

1号は、第1項に規定する週休日等の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲において規則で定める額とするもの。

次ページ、20ページをお願いいたします。

第2項は、第2項に規定する週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間についても、勤務1回につき6,000円を超えない範囲において規則で定める額とするものでございます。

同条第4項は、前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

第22条の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、「第44条」を「第26条の8」に改めるもの、第23条の改正は、給与から控除できる項目に職員駐車場の利用料を追加するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

第2条は、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第20条第3項の改正は、給与の種類に管理職員特別勤務手当を追加するもの、第9条の2の追加は、管理職員特別勤務手当について、管理職手当を受けている職員を対象に、先ほどと同じですが、臨時にまたは緊急の必要、その他公務の運営に必要により、週休日等に勤務した場合に支給することを定めたものでございます。

同条第2項の追加は、第1項に規定する場合のほか、管理職手当を受けている職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支

給するということを定めているものでございます。

続いて、第3条です。

第3条は、下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正で、第7条第2項の改正は、特定任期付職員に対する給与条例の適用に関する規定についてこちらを改めるもので、管理職手当を受けている職員と同様に、特定任期付職員にも管理職員特別勤務手当を支給することを定めたものでございます。

最後に、議案件名簿の19ページにお戻りください。

最後に附則で、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げました。

以上で終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ……にあります支給額の点ですが、週休日が土曜日、日曜日、祝祭日ということで1万2,000円だというのは分かるんですが、その横の真ん中に書いてある週休日、規則で定める勤務をした職員となっておりますが、1万8,000円、この規則で定める勤務をした職員というのはどういう方か、お尋ねをいたします。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） こちらのほうについては、今後また規則のほうで改正するんですけども、勤務に従事した時間が6時間を超える場合を想定しているということでございます。以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、また総務文教委員会に付託される案件だと思いますので、またそちらのほうでちょっと聞こうと思いますけれども、こちらの管理職員特別勤務手当については、こういった災害対応ですとかそういったものが何となく見られるんですが、例えば、イベント等、黒船祭であったりそういったものに参加した職員、管理職員についても支給されるものであるのかということと、あと、新年度予算については、総務関係人件費のほうに科目存置で一連乗っかっているというようなことで、各款項で計上するのではなく、総

務課一括管理でやられると想定されているのでしょうか。

それと、ちょっと聞き逃しちゃったんで申し訳ないですけど、職員駐車場の利用料については、新庁舎の駐車場っていうことでよろしかったでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 今のところ、私たちのほうで想定している対象となる管理職員の特別勤務手当は、災害、それも災害対策本部が設置されるような要件のときに充てられるということで、規則のほう、そういうふうにご考えてございます。ですから、イベント等については当たらないというふうにご考えているところです。

それから、駐車場の件ですけれども、駐車場については、当然新庁舎のほうのみを適用するというふうにご考えてございます。

それから、科目存置についてはそのとおりで、さすがにちょっとすぐにそういったものが発生するとも思いませんので、取りあえず、私たち総務関係人件費の中で一括で管理させていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） また委員会審議の中で規則、案ができていれば、すみませんが、また御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） 週休日、深夜の勤務につきましては、それを指示する人の手続が必要だと思うんですが、管理職の皆さんのどういう形で手続をされるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） こちらのほうは、災害対策本部の設置が今のところ必須というふうにご考えてございます。ですので、災害対策本部に招集するといった中で、もしそれが6時間未満、6時間を超える、また深夜等によりなるもので、当然そのときには市長、副市長の決裁が必要というふうには考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） 現在の御答弁、災害対策に関することだけだったと思うんですが、基本

的にはそれだけだというふうにお考えなんですか、本件の適用は。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 今のところ規則では災害にあって、そういった対策する本部が設置されたときを想定した規則、こちらのほうを今作成しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 分からないので教えていただきたいんですが、職員駐車場利用料っていうのは発生するわけですか、今後。

一般の人の駐車場利用にも課金されるようなことが起こり得るのかどうか、これだと、何か利用料が発生しているような感じに読めてしまうんですが。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 庁舎のほうの担当、市民の方の一般の利用については無料でございます。今回上がっているのは、職員が停める場合、定期的に職員が止める場合の使用料ということになっていますので、一般の市民の方が市役所を利用される場合の駐車場について、無料ということで考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 議員の場合はどうなるんでしょう。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 現在、議員さんのほうにつきましては、企画、議会との協議ということで継続して検討しておりますので、まだ最終決定までに至っていません。お願いします。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第20号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、総務課でございます。議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお願いいたします。

議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次の21ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

議案説明資料の22ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

地方自治法の改正により、令和6年4月1日から、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となりました。これまで、地方自治法上は、フルタイム会計年度任用職員のみが勤務手当を支給することができる旨の規定がありましたが、国の事務処理マニュアルにおいて、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当が支給されないことが基本として示されておりました。しかし、今回の地方自治法の改正に合わせて同マニュアルのほうも改定され、フルタイム・パートタイム共に対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきとされたことから、これを踏まえて、本市の会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行うというものでございます。

また、下田市職員の育児休業等に関する条例については、育児休業をしている職員のうち、勤勉手当を支給しない職員から会計年度任用職員を除くものとするものでございます。

改正の内容ですが、会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を加えるもので、支給月数は一般職の常勤職員と同じとするというものでございます。

施行日ですが、令和6年4月1日とするものでございます。

では、次ページ、23ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

第1条は、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、こちらは第2条の改正で、会計年度任用職員の給与等の種類に勤勉手当を加えるものとするもの

でございます。

第5条第2項の改正は、フルタイム会計年度任用職員の諸手当に関するもので、期末手当と同様に、任期が6か月未満の者に対しては勤勉手当は支給しないとするもの、第10条第1項の改正は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、期末手当と同様に、一般職常勤職員の例に準じて規則で定める額として定めるもの。

同条第2項の改正は、第1項の規定にかかわらず、パートタイムもフルタイムも同様ですが、任期が6か月未満の者及び規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、勤勉手当は支給しないということを定めるものでございます。

第14条の改定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法については、規則で定めるものとするものでございます。

次ページ、24ページをお願いいたします。

第2条は、下田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第5条の3第2項の改定は、育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員に対し、勤勉手当を支給するというもの。

第6条の改正は、第5条の3の改正に伴い、会計年度任用職員について略称規定を定めるものでございます。

議案件名簿の21ページにお戻りいただきまして、最後に附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第21号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） それでは、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開き願います。

下田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

提案理由ですが、個人番号カードを利用し、多機能端末を介して行う証明書等の交付に係る手数料を引き下げるためとなっております。

改定内容は、23ページ、24ページに記載しておりますが、改正の内容につきまして、議案説明資料で説明申し上げますので、議案説明資料の25ページをお開き願います。説明資料の25ページとなっております。

新旧対照表となっております。手数料条例の中の金額の記載のある別表の記載を改正するのが今回の改正内容です。

左側の改正前の戸籍の項の中、戸籍謄本もしくは抄本の交付または磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付の手数料の金額は、1通につき450円となっております。

その欄の右側の改正後の金額の欄を見ていただきますと、窓口で交付する際は従前と変わらず450円ですが、コンビニ等に設置された多機能端末から交付を受ける場合は350円と改正する内容を、括弧以降の下線のとおり、「個人番号カードを利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由し、市の電子計算組織と通信回線によって接続された民間事業者が設置する多機能端末（以下、多機能端末）ですが、から交付を受ける場合にあっては、1通につき350円」と記載しております。

以下、同様の改正を行っております住民基本台帳の項の中、住民票の写しの交付については、窓口の場合は300円、多機能端末の場合は200円、27ページをお開きください。

27ページの中段に、戸籍の附票の写しの交付については300円を右側で200円に、その下、同表の印鑑の項の中、印鑑登録証の交付については、300円を200円に。

28ページにお進みください。

28ページの下段、税の項の中、租税公課に関する証明については300円を200円というように、それぞれ多機能端末を用いての交付は、窓口での交付より100円ずつ安く設定いたし

ました。

29ページを御覧ください。

説明資料の29ページですが、下田市公共料金等審議会の答申書となっております。

3の審議内容を御覧いただくと、今回の料金改定が「窓口の混雑の回避」、また、「窓口に来庁する市民の負担軽減」を目的とした改定で、今回の変更により、マイナンバーカードの取得率の増加も期待するものを理由としたことが記載しております。また、30ページには、料金改定の内容の一覧表の記載がございます。

続きまして、議案件名簿にお戻りいただきたいと思います。議案件名簿の24ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものです。

以上、大変雑駁ではございますが、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） そうしますと、今まではコンビニなどの端末を利用しても、同じだけの料金が徴収されていたっていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 今現在も、窓口と同じ料金でコンビニからの手数料をいただいております。

○5番（長友くに） では、マイナンバーカードの……。

○議長（中村 敦） 不規則発言やめてください。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） じゃあ、マイナンバーカードのメリットは今まではなかったという、こういう理解でいいですか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 料金については今は減額していない、窓口と同じ料金ではあり

ますが、マイナンバーカードを使ってコンビニ等で交付するという点につきましては、時間の制約とか、役所窓口まで来るという御負担が軽減されるという点では、その点においては効果はあったのかなと考えております。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） ちょっとお伺いしますけど、住民票の場合は、各自治体のその条例で金額は決められるという。戸籍については、前回の広域交付の中でもお話がありましたように、手数料の標準の政令でしたっけ、そういったものに基づいて原則条例で定めるということで、450円というふうな標準が定められておりますけれども、それを350円にするについては、この条例で定めれば問題がないという認識でよろしいでしょうか。

それと、あとちょっと手数料条例自体には関係ないんですけど、設置されるコンビニエンスストアさんの問題なのか行政側の問題なのか分かりませんが、このコンビニ交付、恐らく私が使ったのは現金のみだったというようなところで、しかも、硬貨がなければ、小銭がなければできないというようなことで、例えば、今後QR決済だとか紙幣が使えるとか、そういったものも考えられているのでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 今回の手数料条例で料金改定が行われるものについては、市独自で値下げを行うということでできるものと承知しております。

また、コンビニでの現金等、別の決済方法ということにつきましては、ちょっと今現在、世の中の趨勢についてどう変化していくかは、今、市民保健課ではちょっとお答えは難しいものかと思えます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第22号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（齋藤伸彦） それでは、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の25ページをお開き願います。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、26ページから27ページのとおり制定するものです。

初めに、提案理由ですが、下田市国民健康保険税の税率等を見直すとともに、所要の改正を行うというものでございます。

それでは、改正の内容につきまして議案説明資料で説明申し上げますので、議案説明資料の31ページをお開き願います。説明資料①となっております。

まず1番、下田市国民健康保険税率の改定、（1）改定の経過です。記載内容を要約いたしますと、平成30年度に約25%の保険税を抑制いたしました。医療給付に充当していた事業基金の枯渇が予想されるため、令和4年度には7%の増額改定を行ってまいりました。今回、令和6年度からの2年間につきましては10%の増額改定を行い、収支のバランスを取ることが一番の説明でございます。

（2）につきましては、具体的な改定内容を記載しております。片仮名のエの表を見ていただきますと、右側が改定後（令和6年度）、その左側が現行の保険料という説明になっております。

その結果、最下段（3）の表にありますように、1人当たりの税額が市内平均ですが、平均で10%の値上げとなるものとなっております。平均値の現行税額が7万9,860円であるところ、改正後の平均額は8万7,846円となり、約10%の増額改定となるものです。

32ページをお開き願います。

32ページの2、課税限度額及び軽減判定所得の法令の援用についてです。

（1）改定の理由ですが、下田市国民健康保険税の限度額及び軽減判定所得額について、従来、国の法改正に基づいて随時市の条例改正を行ってまいりました。しかし、条例が定める施行日から国の法令に準じた条例内容となるように、現在の実額表記の条例から「政令に定める額」という記載にして、法令を援用する条例に改正するという内容でございます。

（2）を御覧ください。

（2）令和6年4月1日施行予定の概要です。アの課税限度額にありますように、現行104万円の課税限度額が106万円となり、（イ）にありますように、右から2列目を御覧いた

だと7世帯が影響を受け、一番右側の金額、約112万円の税収増が想定されております。

もう一方で、一番下の表、片仮名のイにありますように、軽減の範囲が（ア）改正前後の比較の表のとおり拡大されることとなります。軽減の範囲が拡大されます。

次のページをお開き願います。

今の（イ）の改定による影響の表は、新たに軽減の範囲が広がった場合、軽減の影響を受ける世帯の想定となります。右から2番目の列、比較の記載のある列を見ていただきますと、14世帯が新たに軽減の対象となって、新たに41万円の軽減がされるという改定内容になっております。

次に、34ページの説明資料②を御覧ください。新旧対照表となっております。

左側、改正前の表を御覧ください。表の上のほうになりますが、第2条第2項のうち、下線が引かれているもの、課税額が65万円と記されております。その右側の改正後の表を見ていただきますと、地方税法施行令第56条の88の2第1項に規定する額として、政令を援用する記載となっております。

以下、新旧対照表の改正後の欄に「政令」について記載のある部分については、政令を援用する記載となっております。

次のページをお開きください。

改正前の表の一番上に100分の5.5と記載があるものの、改正後の右側の表においては、100分の5.8との記載があります。改正後の下線記載のうち、実際に数値や金額が記載されている部分の改正は、議案説明資料31ページの説明資料①にありました、下田市の国民健康保険税率の改定で説明した改正内容となっております。

新旧対照表を御覧になっていただいて、34ページから41ページまでの新旧対照表につきましても、下線の部分の変更は同様の内容となっております。

では、42ページを御覧願います。

42ページ、令和6年1月19日の下田市国民健康保険運営協議会による答申書の写しを添付しております。

43ページの附帯意見を御覧ください。

（2）にあるとおり、被保険者の方に今回の改定について丁寧な説明を求められておりますので、より丁寧な説明に努めてまいります。また、（3）にありますように、今後も国の法令改正による規定する額の改定がある場合は、下田市健康保健運営協議会並びに当下田市議会におきましても、その内容及び影響について、今後も報告してまいります。

続きまして、議案件名簿にお戻りいただき、27ページをお開き願います。

議案件名簿の27ページ、附則でございます。

第1項として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。第2項として、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、そのなお従前の令によるという内容になっております。

以上、大変雑駁ではございますが、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。1時まで休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に、議第22号の当局の説明は終わっておりますので、本案に対する質疑を許します。

6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 改定率が平均10%引き上げられているということで、下田市の国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、答申にお示しということでありますけれども、最も引上げ幅の大きくなる高所得層の方々がどのくらい引き上げられるのか、また、どのくらいいらっしゃるのかが一点と、また、様々な世帯構成から成る被保険者に対し、制度の仕組み及び算定方法について明瞭な説明と書いてありますが、こちらは市民にどのように周知されるのかお尋ねいたします。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） それでは、増額改定の影響につきましてお答えいたします。

議案説明資料の32ページを御覧になっていただきたいと思います。

中段に、課税限度額の引上げと……。ごめんなさい、保険料でしたね。少々お待ちください。

すみません、申し訳ありません。ちょっと改めて説明、報告させていただきたいと思いますので、また改めて報告させていただきます。

課税額の値上げについての説明であります。当然ながら、議決された後には広報等で周知するとともに、国民健康保険の対象の方には、保険料の通知のときに丁寧な説明ができるような形で文面を差し込みたいというふうに考えております。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 今、天野議員の質問に関連してですけれども、ここには都道府県が示す標準保険料率を参考にと書いてありますが、これには強い同調圧力みたいなものがあるんでしょうか。下田市は下田市で、今まで健全に運営してきたと思われまして。少なくなるというわけでも、その割合が急になくなるというわけではないと思います。

今、2022年度、2023年度といずれも過去最高の徴税額を示しております。徴税された額が、この不況下、しかもコロナで皆さんが大変困窮している中で、税額だけどんどん上がっている。この社会保険料なんか全て含めると、市民6割も税金に取られているというそういうことを訴える人たちもいるわけで、こんな中でまた10%の値上げということが、国民生活にどのような影響を与えるのかということは十分検討されたのかどうか。

国がやっているから、市がやっているからというようなことではなく、市独自の経済状況、また人々の家計のことを心配して値上げは慎重にしなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 議員のおっしゃるとおり、値上げについては慎重に検討させていただきました。ただし、下田市の保険料につきましては、平成30年のときの引下げがございまして、県の平均保険料率よりは、平均よりまだ大分低いという状況にございます。

それでやったにしても、今回10%の増額改定ということですので、被保険者の皆様には御理解いただけるように丁寧に説明してまいりたいと思っております。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 丁寧に説明されても、国民のっていうか、市民の意見がどのようなものであるのかということを知りたければ、丁寧に説明しても、それは上からの命令みたいに思ってしまう市民の皆さんのほうが多いのではないかと思います。やっぱり市民の今の家計状況、それから、この保険料が値上がりすることに対する意見っていうものが大事になってくるのではないかと思います。

今の政治の仕組みでは、市民の意見なんかも圧倒的な力で握り潰されていくというのが当たり前前で、税金も、一部の人は税金なんか払わないでも何の問題もないなんて言

っている社会の中で、一般の市民は増税増税で、例えばインボイス制度などという厳しい制度が施行されて、有無を言わずに国税の徴収しているのは、税の中でも消費税については容赦のない取立てが行われていると情報がありますので、やはり現状をよく御覧になって、市民の意見を聞くというそういう姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 今回の健康保険税の賦課税率につきましては、下田市の国民健康保険運営協議会の方にお諮りして、各種の意見をいただいた上で調整しております。

その中の議論におきましては、国民健康保険という医療を支える制度を持続可能にしていこうという部分と、個人負担という部分でのバランスを取るということを十分念頭に置いて議論されて、このような答申という結果になったと承知しております。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。3回目です。

○5番（長友くに） 健康保険制度の持続可能性を探るためという答申の案があったということですが、これについては、ほかにもいろいろな方策が考えられるのではないのでしょうか。これから長いスパンで考えた場合に、保険料をどんどん値上げしていくという方法ではなくて、別のやり方も模索していかなければ、もう本当に市民はへたり込んでしまうということにもなりかねないので、そういう幅広い対策、思考能力というものを持っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そういう意味では継続ですけど、物価上昇が2%、皆さんの給料は値上げはどのぐらいですか、5%以下でしょう。それをこういう現状の中で10%も引き上げるなんてことは、やはり私はいかがなもんかと、とんでもないことじゃないかと思うわけです。少なくとも5%以下に抑えるというような配慮があつて当然しかるべきではないかと、運協の中でそういう意見が出てこなかったのかと、出てこないとすれば、なぜ出てこなかったのかという点をお尋ねをしたいと思います。

それから、条例改正の34ページですけど、これはこの上限の部分です。国保の上限の部分に従来はきっちり条例で定めて、65万円あるいは22万円が妥当かという議論をしてきたと思うわけですが、それを今度政令、省令に任せて、国がやってきたそのままの数字をここに入れてくると、こういう理解でよろしいのかと。この改正の内容はですね。

そうだとすれば、やはりこれは従来と同じように、きっちりこの議会の中で上限の額も議論の対象とすべきだろうと思うんです。そうでなければ、省令、あれに全部任せればいいということになれば、下田市としての国民健康保険条例の意味合いが、市民の意見を聞かずに、もう一律に国が変えれば上限はそれになってしまうというような、こういう条例の改正は私はいかがなもんかと。こんな改正はしては駄目ではないかと。

議会を疎んじるというような形にもなりますし、議論の対象から外してしまうというふうな改正は、自分が理解しているようなものであったとすればの話でございますけれども、そういう具合に思います。

何でこういう条例改正をしなければならぬのかと、省令や政令に譲ってしまうというふうな発想が出てくるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） それでは、1点目の御質問による、運営協議会の方で5%程度の値上げ幅について、検討されなかったかということにつきましてお答えします。

運営協議会のほうにおきましては、10%に満たない形で、9%、8%というものについての検討もなされました。ただし、その上げ幅でありますと、令和8年度、3年後を待たず基金からの保険料への充当ができなくなってしまうというような試算に基づきまして、最低でも10%程度の値上げが妥当であろうというような議論になったかと思えます。

その中で、2年目、令和6年度10%で、2年後の令和8年度にさらに9%に下げるのか、10%にするのかというような議論もなされたところ、バランスを取って令和6年度10%、令和8年度10%という形で、10%ずつ金額を上げて調整していくというような答申をいただいております。ただし、2年ごとの改定の検討はなされますので、2年後の料金につきましては、そのときの情勢によって当然検討が加われるものだというものだと考えております。

次に、国の改定スケジュールに合わせて国の法令を援用するという方法については、1月22日の議員説明会で説明した内容とまた重なるかもしれませんが、今まで当下田市議会に値上げ幅を図るということは、例年ですと、国から示される地方税法施行令の公布が3月31日で、施行が4月1日というスケジュール感になっています。そのため、その施行を待ってからの改正ということですと、例年ですと、6月議会に国保の条例改定案を出して、審議していただいているというところでございました。

ただし、6月の議会に上程して審議していただいたものを、4月1日に遡って保険税条例を当てはめるといった仕組みになっていたところなんです、そうした場合、住民の不利益に

なるものについて、遡りという仕組みで運営するのはいかがなものかというような内部的な検討がありましたので、この際、お調べしたところ、静岡県内においても、他に7の自治体において国の法令を準用する、援用するというような形の政令になっておりました。その方式であれば、国の法改定と同時期の4月1日に援用できるということで、今回その方法を採択するために、条例改定という形になっております。

議員のおっしゃるとおり、議会のほうで議決しないのかということではありますが、住民の不利益な値上げとかという形になりますと、不利益のことになりますので、今回もいたしましたが、議員説明会であったり、全員協議会等において議員の皆様にも十分説明をしていく予定でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 確かに22日にそういう説明を受けました。しかし、内容的に納得できない説明ですよ。住民の不利益ということを根拠にしていますが、この4月1日、3月31日に法改正があって、4月1日施行だとそれできないから、6月議会だと。そこで4月まで遡るんだってということですが、そうだとすれば、この住民の不利益になる内容を議会で審議もさせずに、4月1日から住民の不利益を実施するという。

課長さんが言われている内容から考えますと、自己撞着しているようなことを言われていると僕は思うわけです。不利益なものであればあるほど、それは議会できっちりと審議をして、妥当かどうかを判断をするという、仰ぐという従来からの県下幾つですか、39ある自治体のうち7つの自治体がそうなっているから、下田もそうするんだと。こういう発想、物の考え方自身、大変市民の立場に立っていない。自分たちが議会に出さずに、国が決めればそのとおりに行けばいいんだってというような、そういう発想はぜひとも改めていただきたい。この議案は、決して市民の立場に立った議案ではないと。担当者がスムーズに議会に条例改正しなくてどんどん値上げが通ってしまうという、そういう内容を含んでいる改正だと私は思います。

何のためにこれをやるんですか。そういう具合に私は理解しますが、ほかに理由があるんでしょうか。あなたは住民のために不利益になるとおっしゃいましたが、住民のためにどこがどういう具合に不利益になるんですか、従来どおりやっている。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 住民の負担を増やすというような保険料率、今回の条例で前半で説明しました保険料率につきましては、今までどおり議会に諮っていく仕組みは変わりま

せん。国が法令で定める上限額であったり、収入の少ない方の支援率の対応につきましては、国の制度に従うという部分でありますので、今日前半に話をしたような保険料率の改定という部分については、引き続き議会の方に諮っていく予定になっております。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） これで終わりますが、保険料率も保険料ですよ。だから、保険料率に伴う上限を幾らにするかということも、それはもう保険料率のうちですよ、それは。それは、別個の問題と考えることが私はおかしいんじゃないかと。

この上限がこれでいいってことになれば、やがて保険料率も国が決めたとおりにやりましょうと、こういう論理になっていくんじゃないんですか。そうすれば、もうここでこの条例について議会で審議する必要がないという、こういうことに道を開くような改正というのは慎重にしなければならないし、改めていただきたいと。認められないと私は考えます。

見解ですので回答は結構ですが、このような条例を出してくる市長の姿勢を聞きたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 保険制度そのものについての認識からちょっと私のほうで申し上げたいんですけども、議員は御存じだと思うんですけども、保険制度というのは、たまたま病気になってしまった人を、その人の個人の負担で、その人が自分で丸がかりでやらなきゃいけないっていう、そういうのがおかしい。それは、生まれ変わったら自分になるかもしれないということで、社会みんなで支えようということできているわけです。そのやり方については、国によって異なる。これは御存じのとおりだと思います。アメリカなんかはすごく薄くて、貧困な人はそういった医療を受けられなくて、コロナのときなんかはかなりの人が亡くなったわけです。

少子高齢化というこういう地方では、高齢者って御存じだと思いますけど、保険がすごく適用されるわけです。したがって、その保険が物すごく負担になってくるわけです。高齢社会というのはそういうことなんですね。これだと持たなくなる。それを例えば世代間で、あるいは所得に応じて適正に負担するべきである。これが今回の改正の趣旨です。いいですか。保険制度を持続可能にするとはそういう意味です。

それをどうするかっていうのについて、ちゃんと聞いてくださいね、長友さん。いいですか。それをどうするかっていうときに、審議会の委員、この中には市民委員もいる。そういう人たちの意見を聞きながら私たちは計画を詰めて、どういうふうにしようかっていうこ

とで最適値を求めたわけです。その最適値っていうのを、沢登さんがよくおっしゃる理論値ではなくて、現実的な値なんです。どうするのが一番いいのかと。そういうことをやっています。

それだけじゃなくて、金あげりゃいいだけじゃないだろうっていう、長友さんがおっしゃる。そのとおりです。何をやってるのか知っているでしょう。健康寿命を延ばすための取組もやっているんです。様々なことを多角的にやっている。そのことを言わないで、ただ単に上げるのは反対だっていう、そういう表面的なそんな意見があるかと私は思います。私はそのことをはっきり申し上げて、この答弁に代えます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第22号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第23号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） それでは、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案件名簿の28ページをお開き願います。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙29ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。介護保険施行令の改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を改定するためでございます。

改正内容は29ページのとおりでございますが、詳細につきましては、議案説明資料にて説明いたします。

議案説明資料44ページをお開きください。

44ページ、下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1、改正の概要で

す。

介護保険施行令の一部を改正する政令の公布により、介護保険料率の算定に関する基準が9段階から13段階へと見直しが行われました。その改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの下田市の保険料基準額を改定する内容になっております。

表を御覧ください。

表を御覧になりますと、丸数字が書いてあります。①と②が介護保険サービスに係るサービス給付の見込み量になっております。合計欄の2列を計算しますと、計画の3年間で78億2,700万円余りの支出の予定となっております。その下の行、③に第1号被保険者が保険料として負担すべき23%の負担金が、3年間で18億円になるという記載がございます。

その下の④、⑤は保険料の調整となり、その下の⑧保険料収入率と⑨番の被保険者数を計算しますと、表に記載はございませんが、単純計算ですと1人当たりの標準保険料が「ひと月当たり5,884円」で、現在の保険料より384円高くなる試算となりました。

その上で、⑥列目にあります介護給付費準備基金の取崩し、3年間で1億1,000万円を負担軽減に充てるという条件にして再計算したところ、そして、算出した保険料額が表の右下のひと月当たり5,500円となって、現在の標準の保険料率と同額という結論に達しました。

45ページをお開き願います。

上段の所得段階による保険料の表は年間額表記ですので、5,500円の標準保険料は6万6,000円と表記されております。新たな13段階の表において、10段階以上の方は保険料は負担が大きくなっているものの、その割合は全体の2.5%となっております。また、1から3段階の方は37.4%ありまして、その方々はより軽減の幅が大きくなるという内容になっております。

45ページの下表につきましては、保険料標準額の推移の表となっております。

合わせて、追加にてお配りさせていただいた第9期介護保険事業計画の概要版というものを御覧になっていただきたいと思っております。

議第23号の説明資料④という形で、議会開催日に追加配布させていただいたものです。

1ページに計画の概要、2ページに高齢者施策の基本理念の記載がございます。3ページの図表を見ていただくと、高齢者人口は減るものの、高齢者率は上がり、介護認定者が増えていくということが今後の推計として表されております。高齢者人口は減るものの、高齢化高齢者率は上がると、介護保険認定者が増えていくという内容になっています。

7ページにつきましては、それぞれの所得段階の判定基準の記載がある介護保険料の表を

記載しております。内容につきましては、後ほど御覧いただくようお願いいたします。

それでは、議案説明資料の46ページです。

条例改正の新旧対照表となります。左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第5条中第1項、令和3年度から令和5年度までを令和6年から令和8年度までに改めるものでございます。

以下、下線部の改正により、第1号として3万3,000円を3万とんで30円に、第2号4万9,500円を4万5,210円に、第3号4万9,500円を4万5,540円に改正し、新規で新たに10号が12万5,400円、11号が13万8,600円、12号が15万1,800円、13号が15万8,400円とするものでございます。

第2項は、第1項から第1号の低所得者において、さらに減額する規定となっております。令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに、1万9,800円を1万8,810円に改めるものでございます。

続いて第3項は、第1項第2号の低所得者においてさらに減額する規定で、令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに、3万3,000円を3万2,010円に改めるものでございます。

第4項は、第1号第3号の低所得者においてさらに減額する規定で、令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに、4万6,200円を4万5,210円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。

第7条第3項または第8号ロを第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロまたは第12号ロに、第38条第1項第1号から第8号までを第38号第1項第1号から12号までと改正するものでございます。

48ページをお開き願います。48ページに答申書の写しがございます。

本計画の策定においては、下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会で審議をいただきました。令和5年9月21日に諮問を行い、令和6年2月19日に答申を受けたものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の29ページをお開き願います。議案件名簿にお戻りいただいて、29ページとなります。

附則でございますが、第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険

料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 全体的なトータルでは5,500円ですよということで、9段階を13段階にして、所得の部分を増やすというこういう方向へ改正の内容がいつているわけですが、全体的な県内の状況として、この13段階というのはどこら辺りの位置にあるのか、ほかの町村というのはこんなに段階を踏んでいるのか、あるいは15とか20っていうような段階で考えているところもあるのかどうなのか含めて、そして、なんで9段階を13段階、4段階増やしたという、この増やした根拠っていうんでしょうか、理由っていうんでしょうか、そういうものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 今回の9段階から13段階の改正につきましては、介護保険施行令の改定に伴って、下田市においても保険料率の改定をするという内容になっております。県内全ての市町において、13段階以上の保険段階に今回、今年度から成るものと承知しております。

ただし、先行して幾つかの大都市圏においてはもう既に13段階をクリアしていて、15段階というような市があるということは承知しております。下田市においては13段階と、法令どおりの改定という内容でございます。

○12番（沢登英信） なぜ増やしたかっていうのは。

○議長（中村 敦） 答弁できますか。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） ここにおいても、高齢者の所得の関連であるというふうに説明を聞いております。高額所得のある高額者についても応分の負担をいただくということによって、国の法令のほうが変更されたというふうに情報では聞いております。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第24号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の30ページをお開きください。

下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を、次の31ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、漁港漁場整備法の改正に伴い、条文の整備を行うためでございます。

まず、改正の概要でございますが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律により漁港漁場整備法が改正され、同法律の題名が変更されるとともに、漁港につきまして、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を生かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みとして、漁港施設等活用事業制度の創設等がなされたことに伴い、条例において引用している同法の題名を改めるほか、新たに創設されました「漁港施設等活用事業」に係る占用料の徴収対象者に関する規定の整備をするものでございます。

「漁港施設等活用事業」と言いますと、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水面等を活用して当該漁港における水産業の発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業とされまして、事業の内容としましては、「水産物の消費増進に関する事業」として、水産物の販売や飲食サービスの提供など、「交流促進に寄与する事業」として、遊漁、漁業体験活動、または海洋環境に関する体験や学習機会の提供などが対象とされております。

条例改正の内容につきましては、お手数ですが、議案説明資料の49ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第1条は、下田市漁港管理条例の一部改正でございます。

同条例第1条中の改正は、法の改正により引用している法律の題名が変更されることに伴い、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものでございます。

15条の改正は、「漁港施設等活用事業」創設に伴う改正で、漁港管理者から認定を受けた漁港施設等活用事業の実施者を、水面または土地を占有する場合における占有料の徴収対象者として新たに追加するものでございます。

続いて第2条は、下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部改正で、同条例第1条中の改正は、漁港管理条例と同様、法の改正により法律の題名が変更されたことに伴い、引用している法律の題名を改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の31ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 法改正に伴う条文の整理ということではありますが、実際に条文を整理し占有料を徴収することで、漁業者以外にも漁港の占有を認めることができるというような条文の改正かと思われま。

現在、下田市の管理する漁港において、漁業活動を最優先と認めつつも、この占有を認めるような計画や予定があるかどうかについてお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 現時点では、まだ市内の漁港でこういったような計画の予定はございませんし、まだ漁業者との調整や意見交換等も行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 漁港ということで、市以外の管理している漁港も下田市内に幾つかある

と思いますが、それぞれの管理する自治体において、こういった条例の改正は既にされているかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、この条例改正について、各漁港近辺の漁協の方への説明を今後どのようにしていくか教えていただきたいと思います。水産庁の資料を見ますと、養殖いかだであったり、遊漁施設、釣堀であったり、PB用栈橋ってということなんで、プレジャーボート用の栈橋も漁港内にできるというようなポンチ絵というか概要説明がございましたので、間違った理解が進まないように、あくまでも漁業者の活動を推進するような形でこのような条例改正があるということを説明するべきかと思いますが、再度漁業者への説明の予定と、県管理等の漁港においてはこういった条例改正がされているか、お尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 県管理の漁港につきましても改正の状況をお伺いしたところ、同様な改正を予定しているというふうに伺っております。

それから、説明という部分ですが、まずこの漁港施設等活用事業というのを実施するためには、市が漁業者、漁業上の利用とかそういうものを配慮した上で、意見を聞いて調整した上で計画を立てるというところから始まります。その計画に基づいて事業者が申請、事業の提案、申請をしてくると。そういったことになりますので、まずそういう事業に活用できる漁港があるのかというところ、自分としてもそういう意向があるのかというところをそういう漁業者等を交えて、漁協さんとかも交えて意見交換をした上で、この事業のほうは進めていくことになると考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） また、この活用事業というものについては、所管の委員会のほうで資料等を提出いただいて議会としても理解を進めていきたいと思いますので、資料の提出をいただければと思います。

一方で、漁業のほうも黒潮の蛇行等で、水産物を取っての漁業というものがなかなか今後難しくなっていく中、やはり今持っている漁業施設をどう活用していくかという課題もあるかと思いますが、市としては調整役として、ぜひとも条例改正に合わせた漁業施設の活用の推進に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 教えていただきたいんですが、この49ページの上の枠の下から3行目、土砂採取料または占用料を徴収すると書いてありますが、これは、占用料を徴収すれば、そこで事業者の活動を許可するということの意味に受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） この占用料等につきましては、まず市が立てた計画に基づいて事業者が申請をしてきた事業内容、それが漁港の利用上にも支障がなくて、それでその地域の振興にも役に立つと、事業の継続性も認められるものだっていうことで、認定を受けた方についてこの占用料を徴収できるというふうな規定でございますので、自分が自ら占用料を払えば何でもできるのかっていったらそういうようなことではございませんので、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） では、この占用料というものの内容には規制がかかっていると判断してよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） その計画の段階で、こういう施設をこういうふうに使いたいですってことで認められた部分についての占用料ということになりますので、その前にきちんとした審査がされたものというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 長友くに議員、改正の内容についての質疑をお願いいたします。よろしいですか。

その部分は改正の内容には触れておりませんので、改正の内容に対する質疑の時間でございます。よろしいですか。

○5番（長友くに） ここに書かれている水面または土地の占用に関わるものということについてもあれですか、じゃあいいです、もう。

○議長（中村 敦） よろしいですか。この下線部の主に引かれている部分が対象になっております。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第25号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） それでは、議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の32ページをお開き願います。

下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例を、次の33ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、占用料等に係る消費税率の変更を行うためでございます。

お手数ですが、議案説明資料の49ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第1条は下田市漁港管理条例の一部改正で、同条例第15条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものです。

第2条は下田市海岸保全区域管理条例の一部改正で、同条例第6条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の33ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

今回の改正内容につきましては、令和元年10月の消費税率改正に合わせ改正をすべきところでございましたが、今般、改正漏れが判明したことから改正をするものでございます。今後このようなことがないよう、万全を期してまいります。申し訳ございませんでした。

なお、令和元年10月の消費税率の改定以降課税対象となります土砂の採取及び占用の申請はなく、占用料等における改正漏れの影響はございませんでした。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 内容的には、この消費税分を10%分を課税をするというこういうことであらうかと思うんですが、管理している下田市は非課税団体だと思うんですけど、どういうわけはこの消費税を国に納めなくていいっていうか、そういう仕組みの中にあらうかと思いますが、これらのものが全部、これだけに限らず手数料やそれらも関わってくるかと思うんですが、この消費税に対する見解というのはどういう具合なものなのかという点をお尋ねしたいと思います。1割分を引き上げて、それはどういう具合に処置がされるのかということをお尋ねします。お金がないんだから、上げる必要はないんじゃないかと思うんですけど。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） この占用料につきましては、消費税法におきましても、1か月以上の部分については、土地の賃貸借と同様に非課税のものとされております。ただ、1か月未満の占用に関しては消費税が課税ということで規定をされていますので、そういった形で市のほうも徴収をするということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番、土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、本質とは全然関係ないんですけど、前の漁港管理条例と分担金徴収条例で、今度は漁港管理条例と海岸保全区域管理条例、1本で条例改正されるのかなと思ったんですけど、分けたのはその提案理由が違うからっていうような認識でよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 議員御指摘のように、一つの議案での提案ということも検討したんですが、提案理由が異なるということもございまして、二つに分けて提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩とします。2時5分まで休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、市民保健課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 発言許可をいただきありがとうございます。

先ほど、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての中で、天野議員から御質問をいただきました、今回の保険税率の改定によって、下田市で最大影響を受ける世帯についての影響額という質問がございました。

皆さんの手元にあるかちょっと分からないんですけど、1月22日に議員説明会をした折に、令和6年度国民健康保険世帯年間保険税率のモデルケースという試算がありまして、その中のモデルケース4になりますが、世帯の中で営業所得が33万6,000円、専従者の給与所得等があるケースになる場合、令和5年度の標準保険料率から比べますと、およそ年間10万9,300円ということで、おおよそ30%程度の値上がりをする世帯がモデルケースとして10万9,300円の値上がりということで説明させていただきます。

◎議第26号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） それでは、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿34ページをお願いいたします。

下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技

術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文の整理を行うためでございます。

改正条文は、議案件名簿の35ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料にて御説明させていただきます。

お手数ですが、議案説明資料の51ページを御覧ください。

条例改正の趣旨といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的とした「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行により、水道法等による権限を厚生労働大臣から社会資本整備、災害復旧等に関する部分は国土交通大臣に、水質基準等衛生に関する部分は環境大臣にそれぞれ移管するため、水道法及び関係法令が改正されることに伴う所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案説明資料の52ページを御覧ください。

左側が改正前、右側が改正後でございます。

第1条は、下田市水道使用条例におきまして、第2条第3号及び第43条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるもの、第2条は、下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例におきまして、第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

議案件名簿の35ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ですが、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第26号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第27号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） それでは、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の36ページをお願いいたします。

議案の鑑でございます。

下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次のページの37ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条文の整理をするものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の53ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。

下田市消防団員等公務災害補償条例・補償基礎額の第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改め、下段の別表左側の補償基礎額表のそれぞれの金額を、右側の補償基礎額表に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の37ページに戻っていただき、附則となりますが、第1項は、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項でございますが、改正後の本条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた、本条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金、及び同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償、及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第27号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 2 時15分散会